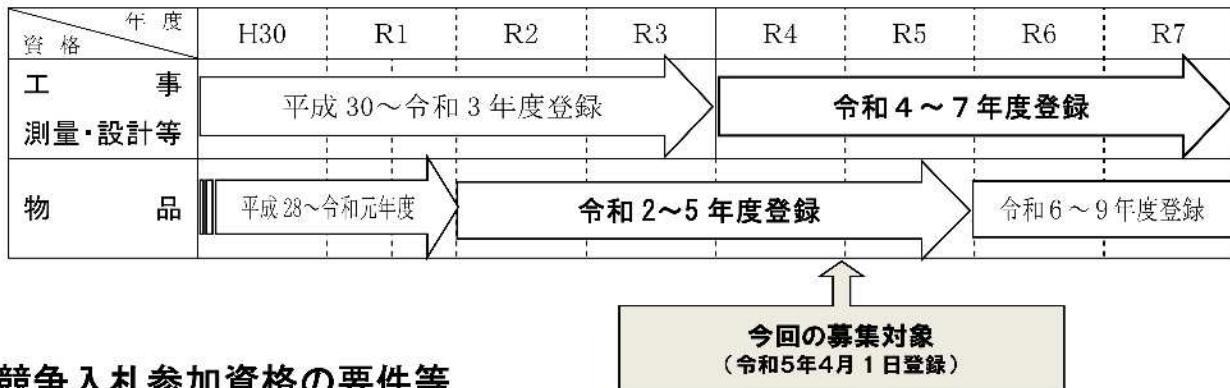


登録種目の内容については、別紙1 登録種目コード表(P 30~32)を参照してください。

(4) 資格の有効期間

- 資格の有効期間は、各種類とも4年間（固定期間）で、今回の申請で登録された場合、工事／測量・設計等は令和8年3月末まで、物品は令和6年3月末まで資格は有効です。
- 有効期間の最終年度に、資格の更新の申請を受け付けます。

【資格の有効期間のイメージ】



3 競争入札参加資格の要件等

(1) 資格の要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号（注1）のいずれかに該当する者でないこと。
- イ 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること。（注2）
- ウ 法人税又は所得税及び消費税の滞納がないこと。（注3）
- エ 京都市の市民税及び固定資産税の滞納がないこと。（注3）
- オ 京都市の水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと。（注3）
- カ 建設工事の請負に係る競争入札に参加しようとする者にあっては、次に掲げる要件を満たしていること。ただし、小修繕を除く。（注4）
 - (?) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けて建設業を営んでいること。
 - (イ) 同法第27条の23第1項の規定による審査（経営事項の審査）を受けていること。
 - (ウ) 次に掲げる届出の義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。
 - a 健康保険法第48条の規定による届出の義務
 - b 厚生年金保険法第27条の規定による届出の義務
 - c 雇用保険法第7条の規定による届出の義務
- キ カに定めるもののほか、法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。（注5）
- ク 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

注1 地方自治法施行令第167条の4第1項各号

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

注2 「引き続き1年以上、当該営業を営んでいること」とは、資格の申請日の1年前から、

①会社を設立(個人事業主の場合は開業)し、②当該種目について営業実績(売上げ)があることをいいます。ただし、期間中いつ申請しても、申請日は令和4年1月25日とみなし、**令和3年11月26日時点で上記①②の条件を全て満たして**おり、当該営業を行うに当たり、法令により、免許、許可又は登録等が義務付けられている場合は、当該**免許、許可又は登録等を同日以前から受けていること。**

※ 個人事業主が法人化して1年に満たない場合でも、個人事業主のときから通算して1年以上経過している場合は、当該要件に該当しているものとみなします。

注3 新型コロナウイルス感染症に関する国税の納税猶予、地方税の徴収猶予又は京都市の水道料金・下水道使用料の支払猶予の各特例制度を利用している場合は、契約課資格担当(075-222-3311)にお申し出ください。

なお、申告義務のある税目については、申告義務を適正に履行し、未申告がないことも要する。

注4 (ア)～(ウ)に示す要件とは、次の全てを満たしていることをいいます。

- (ア) 登録を申請する工事種目に対応する建設業許可を受けていること。
- (イ) 登録を申請する工事種目の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出できること。
- (ウ) 上記(イ)の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において社会保険(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)への加入(適用除外を除く。)が確認できること(同通知書において確認できない場合は、申請時点においては加入していることを証明する書類を提出すること)。

注5 「測量・設計等」においては、測量法第55条、建設コンサルタント登録規程第2条、建築土法第23条、地質調査業者登録規程第2条、補償コンサルタント登録規程第2条、土地家屋調査士法第8条等による登録を受けていること。

(2) 資格の承継

競争入札に参加しようとする者に相続、合併その他によって営業の承継があった場合においては、上記(1)イからオまでに掲げる資格につき、前営業者の資格を承継するものとみなします。
なお、詳しくは、事案が発生した際に契約担当に御相談ください。

(3) 競争入札参加停止

登録を受け競争入札に参加しようとする者が、京都市競争入札参加停止取扱要綱別表に掲げる**参加停止事由に該当した場合、一定期間、京都市の入札(随意契約における見積り合せを含みま**